

2017年2月2日

各 位

会 社 名 日 新 製 鋼 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 三 喜 俊 典
(コード番号：5413 東証第一部)
問合せ先 総 務 部 長 榊 信 行
(TEL. 03-3216-5566)

新日鐵住金株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、2017年2月2日開催の取締役会において、2016年5月13日付プレスリリース「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の子会社化等に関する契約締結及び公開買付け実施に関するお知らせ」（以下「契約締結時プレスリリース」といいます。）において公表しておりました新日鐵住金株式会社（以下「公開買付者」又は「新日鐵住金株式会社」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、改めて賛同の意見を表明し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における上場は維持する方針です。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	新日鐵住金株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進藤 孝生
(4) 事 業 内 容	1. 製鉄事業（鉄鋼製品の製造・販売） 2. エンジニアリング事業 3. 化学事業 4. 新素材事業 5. システムソリューション事業
(5) 資 本 金	419,524 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1950年4月1日
(7) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 4.0%

(2016 年 9 月 30 日 現在)	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2.7%
	日本生命保険(相)	2.6%
	住友商事(株)	1.9%
	(株)みずほ銀行	1.7%
	(株)三井住友銀行	1.5%
	明治安田生命保険(相)	1.5%
	(株)三菱東京 UFJ 銀行	1.4%
	THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	1.3%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 7)	1.2%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	2016 年 9 月 30 日時点で、公開買付者は当社の発行済株式の 8.31% に相当する 9,124,200 株を所有しており、当社は公開買付者の発行済株式の 0.4%に相当する 3,711,600 株を所有しています。	
人 的 関 係	当社の取締役役に公開買付者の出身者が 1 名就任しています。	
取 引 関 係	当社及び新日鐵住金ステンレス(株) (公開買付者の子会社) はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管(株) (当社の子会社) は日鉄住金ステンレス鋼管(株) (公開買付者の子会社) に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

2. 買付け等の価格

当社普通株式 1 株につき 1,620 円 (以下「本公開買付価格」といいます。)

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、2017 年 2 月 2 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において本公開買付けへの賛同に係る条件とした、(a)公開買付者の表明及び保証が公開買付者が本公開買付けの開始を決定する日 (以下「本公開買付開始決定日」といいます。) において重要な点において真実かつ正確であること、(b)当社と公開買付者との間で 2016 年 5 月 13 日付で締結された子会社化等に関する契約 (以下「本子会社化等に関する契約」といいます。) に基づき本公開買付開始決定日まで公開買付者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることを確認の上、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

当社の取締役会の意思決定過程の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付価

格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社及び公開買付者は、2016年2月1日付プレスリリース「新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の子会社化等の検討開始について」において公表いたしましたとおり、2017年3月を目途に公開買付者が当社を子会社化(以下「本子会社化」といいます。)すること及びこれを前提に公開買付者が当社に鋼片(=鋼材の素材となるもの)を継続的に供給することについて検討(以下「本検討」といいます。)を開始する旨の覚書を2016年2月1日に取り交わし、以降、本検討を進めてまいりました。その結果、2016年5月13日に公表いたしました契約締結時プレスリリースに記載のとおり、両社は、本子会社化の具体的な方法、公開買付者の当社に対する出資の条件等について協議が整ったことから、2016年5月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

本子会社化等に関する契約において、両社は、本公開買付け及び当社が新たに発行する当社株式を公開買付者が引き受ける第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)の組合せにより、公開買付者による当社の発行済株式総数(自己株式を含みます。以下同じです。)の51.00%に至る当社株式の取得(ただし、公開買付者は、本第三者割当増資において、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有することになる場合には、本第三者割当増資の払込みを行いません。)(以下「本取引」といいます。))を目指しており、公開買付者は本公開買付けについて、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応を終えること等の条件が充足された場合、速やかに実施することを予定していたとのことです。

今般、国内外の競争法に基づき本公開買付け前に必要な一定の手続及び対応が完了したことを受け、公開買付者は、本子会社化等に関する契約に定める本公開買付け実施のための前提条件が充足されたことを確認し、2017年2月2日開催の取締役会において、公開買付者による当社の子会社化を目的として、本公開買付けを2017年2月3日から開始することを決議したとのことです。また、公開買付者が本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有せず、本第三者割当増資に係る払込みを行う場合は、その払込日を本公開買付けの決済の開始日と同日にすることも併せて決議したとのことです。

本日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本取引は、公開買付者が当社を子会社化することを目的とするものであること及び当社は本取引後も当社株式の上場を維持する方針であることから、本取引の一環である本公開買付けの買付予定数の上限は、公開買付届出書提出日時点で公開買付者が所有している当社株式数と併せて、公開買付者の株式所有割合（当社の発行済株式総数に占める、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）が 51.00%となる 46,896,300 株とされており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限を超える場合は、公開買付者は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定されておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

上記のとおり、本取引は、本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せにより、公開買付者による当社の発行済株式総数の 51.00%に至る当社株式の取得を目指すものです。これは、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の公開買付者の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した 51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に公開買付者が本第三者割当増資の払込みを行うことで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。当社及び公開買付者は、本取引において、本公開買付け及び本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手続と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。

契約締結時プレスリリース及び当社の 2016 年 5 月 13 日付プレスリリース「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」（以下「第三者割当プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、公開買付者を引受人とする本第三者割当増資について決議いたしました。その後、当社は、本第三者割当増資において、公開買付者が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、同条第 4 項及び第 5 項に基づき、2016 年 6 月 24 日開催の当社の第 4 回定時株主総会（以下「当社第 4 回定時株主総会」といいます。）に、本第三者割当増資に係る募集株式引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）の承認に係る議案を上程し、当社第 4 回定時株主総会において、当該議案は原案どおり承認可決されております。なお、会社法第 206 条の 2 第 4 項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資

の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について当社株主の皆様承認を得ることが適切と判断し、当社第4回定時株主総会の議案として上程し、当社株主の皆様承認を得ております。

② 本公開買付けの目的及び背景

a 両社を取り巻く事業環境

経済・産業の発展とともに、世界の鉄鋼需要が中長期的には着実に増加することが見込まれているものの、近年、中国において、急速に生産能力が拡大され、約11億トン/年もの粗鋼生産能力を有するに至る一方、経済成長の鈍化による鋼材需要の減少に伴い約4億トン/年の過剰能力が生まれ、日本の年間粗鋼生産量に相当する約1億トン/年もの余剰鋼材が東南アジアをはじめとする世界各国に輸出された結果、世界各国でアンチダンピングやセーフガード等の保護貿易的措置が急増しております。また、足下では、需給緩和により2016年末まで継続して低迷していた鋼材市況や、原料炭価格の上昇などの影響が、世界の鉄鋼各社の収益を圧迫しております。一部には、中国の過剰生産能力の解消に向けた動きが見られるものの、それには相当程度の時間を要することが予想され、また、日本国内の鋼材消費も人口減少の影響等に鑑みれば今後の著しい拡大は期待できないこと、中国や東南アジアの沿岸部における最新鋭製鉄所が相次いで本格稼働すること等からして、鉄鋼事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと考えております。

また、当社、公開買付者各々のグループが手がけるステンレス事業については、中国をはじめとする海外ステンレスメーカーの生産能力が増強され、両社各々のグループはステンレス粗鋼生産規模で世界10位圏外となり、国内市場ではこれら海外のステンレスメーカーからの輸入品が増加するなど、国内外で競争が一層激化しております。

こうした中、当社及び当社グループ会社並びに公開買付者及び公開買付者グループ会社（以下総称して「両社グループ」といいます。）の収益も急速に悪化しておりますが、足下の厳しい事業環境下においても持続的な利益成長を実現していくためには、国内競合者はもとより海外競合者に対しても優位性を維持し、収益力を一層強化していくことが、両社グループの喫緊の課題であると考えております。

b 両社のこれまでの取組み及び今回の経緯

当社は、2014年4月に、日新製鋼ホールディングス株式会社（2012年設立）、旧・日新製鋼株式会社（1959年設立）及び日本金属工業株式会社（1932年設立）の合併により発足いたしました。表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼などに特化した鉄鋼メーカーであり、表面処理鋼板の分野において、亜鉛めっき鋼板やアルミめっき鋼板は月星印のブランド名とともにマーケットから高い評価を得ているほか、ステンレス鋼の分野では国内にステンレス鋼を普及させたパイオニアでもあります。また、日新製鋼ホールディングス株式会社の設立

以降、コストダウンによる事業競争力強化、グローバル展開とコア製品戦略(当社の強みである、表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼といったコア製品分野の強化)による収益の多層化、お客様中心主義の深化による新たな市場創造といった2012年11月策定の「24号中期連結経営計画」に掲げた施策を着実に実行し、一定の成果をあげております。

一方、公開買付者は、2012年10月の新日本製鐵株式会社(1950年設立)と住友金属工業株式会社(1949年設立)との経営統合により発足いたしました。自動車、造船、エネルギー、家電、産業機械、土木・建築分野などあらゆる分野の鋼材製品を製造・販売する鉄鋼メーカーとして、世界最高水準の技術力を有し、得意とする高級鋼分野ではお客様から高い評価を得ています。公開買付者は、上記経営統合以降、技術先進性、コスト競争力、グローバル展開の三本柱をベースに『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』を志向し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程への投資、グループ会社の統合再編等を推進することにより、2013年3月13日公表の公開買付者の中期経営計画に掲げたように、2,000億円/年の統合効果の発揮等による収益力の向上及び財務体質の改善を着実に進めております。また、公開買付者は、2015年3月には、「2017年中期経営計画」を策定し、国内製造基盤の強化と海外拠点の収益拡大を企業価値向上の両輪として、揺るぎない『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の実現に向け、足下の事業環境が悪化する中でも、事業基盤強化や成長に向けた投資を着実に実行しております。

こうした中、当社は、足下の国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、上記コア製品戦略に基づく競争力のある製品への経営資源の集中と、2019年度末までに呉製鉄所の第1高炉を拡大改修し、第2高炉を休止する高炉1基体制への移行を伴う鉄源工程(高炉・製鋼)の合理化等について検討を行いました。そして、当社は、公開買付者の前身である八幡製鐵株式会社からの1951年10月の出資受け入れ以来、高炉改修時の鋼片供給や事業会社への共同出資等の連携施策の実施や人的交流等を通じ長年にわたって信頼関係を構築してきた公開買付者から、鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、当社の企業価値向上に資すると判断し、2015年8月、公開買付者に対し協力を要請いたしました。

かかる要請並びに両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえて、両社間で継続して協議を行った結果、①公開買付者が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには当社の子会社化が必要であること、②今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも子会社化が必要であること、の2点で両社の認識が一致したため、2016年2月1日、両社は、

本検討を開始する旨の覚書を締結し、同日付で本検討の開始について公表いたしました。そして、覚書の締結後、両社は、同年2月上旬に設置した両社検討委員会（本件に関する基本事項を確認・議論する場として両社副社長を委員長とし関係役員クラスで構成）の下で、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（同年2月下旬～5月上旬にかけ実施、以下「デュー・ディリジェンス」といいます。）を含めて両社間で協議・検討を重ね、同年5月13日に、本子会社化の方法（本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せによる本取引）、出資比率、本子会社化実現後の2019年度を目途とした公開買付者から当社に対する鋼片供給の実施等に関して合意し、本子会社化等に関する契約の締結に至りました。

その後、公開買付者は、本子会社化の実現に向けて諸準備を進めてまいりましたが、今般、公開買付者による当社株式の取得について、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応を終えること等の条件が充足されたことから、本日開催の取締役会において、本公開買付けを2017年2月3日から開始すること及び公開買付者が本第三者割当増資に係る払込みを行う場合は、その払込日を本公開買付けの決済の開始日と同日とすることを決議したとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針、両社が目指す姿

a 両社が目指す姿

両社は、本子会社化の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。併せて、競争力向上の観点から、本子会社化を前提に公開買付者による当社への鋼片の継続的供給を実施いたします。両社は、これらの施策の実現を通じてお客様に貢献するとともに、豊かな社会の創造・発展に寄与してまいりたいと考えており、具体的には以下の施策・目標の実現に取り組めます。

i 両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出

当社の強みは、需要家のニーズに即したきめ細かな開発営業等（需要家の設計段階からのソリューション提案等）による顧客・市場対応力であり、公開買付者の強みは、世界トップレベルの技術先進性・商品対応力と、鉄源を中心としたコスト競争力及びグローバル対応力であります。両社は、各々の経営資源を持ち寄り、各々の強みを活かした相乗効果（下記「b 期待される相乗効果」をご参照ください。）を創出することにより、お客様のニーズに応えうるより良い商品・技術・サービスを国内及び海外に提供し、収益力の向上を図ります。

ii 連携施策の推進

両社は、本子会社化の実現後、鋼片供給の実施に加え、操業、技術、設備、原料・資機材調達、製造現場マネジメント（安全、環境、防災、

整備等) 分野における相互連携による効率化等を内容とする様々な連携施策を推進し、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力を構築します。

iii 企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

両社は、本子会社化を通じ、資金・資産の効率的活用により強固な財務体質を構築し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様及びその他の資本市場からもより高い評価を得られるよう取り組みます。

b 期待される相乗効果

今回施策により、両社では以下のような相乗効果の創出が可能になると考えており、現時点では 200 億円/年以上の効果を想定しております。国内外の競争当局から承認が得られたことを受け、今後、具体化に向けた検討を深める予定です。

<相乗効果 例>

i 操業技術、設備・保全等のベストプラクティス追求

- ・優位技術の相互供与による操業・技術シナジーの最大限の発揮
- ・保全技術相互供与、製造所間ピーク要員融通
- ・設備投資の効率化（購入安価化、工事効率向上等）

ii 原料、資機材等の調達コスト削減

- ・原料：原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
- ・資機材：共通資材の調達最適化

iii グループ全体での効率的な生産の追求

- ・地域別最適生産体制の構築
- ・海外生産・営業拠点の強化・活用

iv グループ会社の効率化

- ・両社のグループ会社の最適な相互起用
- ・両社グループにおける機能分担会社（物流会社等）の相互連携

v 資金・キャッシュフロー対策

- ・グループファイナンス対策、重複保有資産（株式等）の効率化

vi 高炉改修等の大規模投資回避等による固定費削減

vii 鋼片供給による稼働率向上

④ 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、南憲次氏を除く出席した取締役 9 名の全員一致により、公開買付者との間で本子会社化等に関する契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。また、本公開買付けにおける買付け等の予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）については、下記「(3) 算定に関する事項」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針

であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、上記取締役会には当社の全ての監査役(全5名)が出席し、羽矢惇氏を除く全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。また、2016年5月13日時点における当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社(当時:新日本製鐵株式会社)に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明していません。

本公開買付けは、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意等」の「(2) 本公開買付けの実施」記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定とされており、その開始までに一定の時間がかかることが予想されたため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上、本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。今般、公開買付者による当社株式の取得について、2017年1月27日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領する等(2017年1月30日付プレスリリース「新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の子会社化に関する公正取引委員会の審査結果について」参照)、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応を終えること等の本公開買付け開始の条件が充足されたことから、当社は、公開買付者との間で公開買付開始日等について協議を行いました。そして、本日開催の取締役会において、2016年5月13日以降、本日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認したことから、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議しております。また、本日現在においても本公開買付価格は下記「(3) 算定に関する事項」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、当社取締役のうち柳川欽也氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加していません。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害

関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」記載の方法により決議しております。

(3) 算定に関する事項

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、2016 年 5 月の段階で、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2016 年 5 月 13 日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行いました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値（基準日における当社発行済株式総数（自己株式控除後）に基づきます。以下同様です。）の範囲は以下のとおりです。

市場株価法（基準日 A）	：	1,168 円～1,263 円
市場株価法（基準日 B）	：	1,303 円～1,430 円
類似企業比較法	：	663 円～1,494 円
DCF法	：	1,434 円～1,748 円

市場株価法では、東京証券取引所市場第一部における当社株式について、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である 2016 年 1 月 29 日を算定基準日（以下「基準日 A」といいます。）として、基準日 A の終値 1,127 円、基準日 A から遡る直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,168 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の算出について同様です。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,263 円、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,223 円、並びに 2016 年 5 月 12 日を基準日（以下「基準日 B」といいます。）として、基準日 B の終値 1,478 円、基準日 B から遡る直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,430 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,345 円、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,303 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1,168 円から 1,430 円までと算定しております。

次に、類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 663 円から 1,494 円までと分析しております。

DCF法においては、当社の2017年3月期から2024年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した2016年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,434円から1,748円までと算定しております。なお、DCF法による分析に用いた当社の2017年3月期から2024年3月期までの事業計画においては、在庫評価損の減少により2017年3月期に大幅な増益を、また、呉製鉄所第2高炉休止に伴う一過性費用が2020年3月期に発生することにより、2020年3月期は大幅な減益、翌2021年3月期は大幅な増益を、それぞれ見込んでおります。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる当社株式の株式価値の分析は、公開買付者による当社株式への本公開買付けに対する意見表明の検討に当たって当社の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本取引に関する一切の当社又は公開買付者の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析にあたり、既に公開されている情報又は当社によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、当社の将来の財務状況に関する2016年5月12日時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、当社株式価値算定書作成日の前営業日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び同算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同算定書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。当社株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。同算定書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の一部の受領は、本取引の完了を条件としています。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本取引は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本取引後も、当社株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持する方針であり、公開買付者は、本取引の一環である本公開買付けについて、買付予定数の上限を 46,896,300 株（本公開買付け後の所有予定株式数 56,020,500 株（株式所有割合：51.00%））として実施することです。

なお、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意等」の「(5) 本第三者割当増資に係る払込み」記載のとおり、公開買付者は、本第三者割当増資において、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を 51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本第三者割当増資に係る払込みを行う場合でも、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合は 51.00%となり、当社株式の上場を維持する方針に変わりはありません。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は公開買付者の子会社ではありませんが、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を講じております。

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、公開買付者は、2016 年 5 月の段階で、本公開買付予定価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から 2016 年 5 月 12 日に当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は野村證券から、本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

公開買付者が野村證券より取得した株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法（基準日①）： 1,127 円～1,263 円

市場株価平均法（基準日②）：	1,303 円～1,478 円
類似会社比較法：	985 円～1,535 円
D C F 法：	939 円～2,201 円

市場株価平均法では、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である 2016 年 1 月 29 日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日①の終値 1,127 円、基準日①から遡る直近 5 営業日の終値単純平均値 1,147 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,168 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,263 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,223 円、並びに 2016 年 5 月 12 日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日②の終値 1,478 円、基準日②から遡る直近 5 営業日の終値単純平均値 1,476 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,430 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,345 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,303 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、1,127 円から 1,478 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲は、985 円から 1,535 円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、当社の 2017 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、2017 年 3 月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、939 円から 2,201 円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の当時の直近 1 年間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を 1 株当たり 1,620 円とすることを決定したとのことです。その後、公開買付者は、2017 年 2 月 2 日開催の取締役会において、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないこと、当社に対して 2016 年 11 月から 2017 年 1 月までの期間において追加的に実施したデュー・ディリジェンスにおいても当社の企業価値に重大な影響を与える事象は発見されなかったことなどを確認し、本公開買付価格を本公開買付予定価格と同じ 1 株当たり 1,620 円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 1,620 円は、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である 2016 年 1 月 29 日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値 1,127 円に対して 43.74%（小数点以下第三位を四捨五入。本項におい

て以下同様の箇所は全て同様です。)、2016年1月29日までの直近5営業日の終値単純平均値1,147円に対して41.24%、2016年1月29日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,168円に対して38.70%、2016年1月29日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,263円に対して28.27%及び2016年1月29日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,223円に対して32.46%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。

また、本公開買付価格である1株当たり1,620円は、本子会社化等に関する契約締結の前営業日である2016年5月12日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,478円に対して9.61%、2016年5月12日までの直近5営業日の終値単純平均値1,476円に対して9.76%、2016年5月12日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対して13.29%、2016年5月12日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,345円に対して20.45%及び2016年5月12日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,303円に対して24.33%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。

更に、本公開買付価格である1株当たり1,620円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2017年2月1日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,534円に対して5.61%、2017年2月1日までの直近5営業日の終値単純平均値1,533円に対して5.68%、2017年2月1日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,516円に対して6.86%、2017年2月1日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,474円に対して9.91%及び2017年2月1日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,398円に対して15.88%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。

② 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、2016年5月の段階で、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2016年5月13日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言

を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、南憲次氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、公開買付者との間で本子会社化等に関する契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。また、本公開買付予定価格については、上記「② 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、上記取締役会には当社の全ての監査役（全5名）が出席し、羽矢惇氏を除く全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。また、2016年5月13日時点における当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議しております。また、本日現在においても本公開買付価格は上記「（3）算定に関する事項」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、当該取締役会には当社の全ての監査役（全4名）が出席し、全ての監査役が決議事項について異議がない旨の意見を述べております。なお、当社取締役のうち柳川欽也氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておりません。

4. 本公開買付けに関する重要な合意等

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社及び公開買付者は、2016年

5月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下のとおりです。

(1) 本子会社化等に関する契約の目的と概要

当社及び公開買付者は、各々がこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出することで競争力を高め、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、豊かな社会の創造発展に寄与することを狙いとして、2017年3月31日を目途に本子会社化を行うこと、また、本子会社化の手続として、本公開買付け及び本第三者割当増資を行うことに合意する。併せて、当社及び公開買付者は、本子会社化を前提に、2019年度内を目途として、公開買付者による当社への鋼片供給を開始することに合意する。

(2) 本公開買付けの実施

公開買付者は、(i)当社が、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付開始決定日に、それぞれ本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を行い、その公表を行っていること、(ii)当社が、本子会社化等に関する契約締結日において、当社の2012年10月1日付「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に基づき、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行い、その公表を行っていること、(iii)当社第4回定時株主総会で本募集株式引受契約の承認に係る議案が適法かつ有効に決議されていること、(iv)本第三者割当増資の払込みが本第三者割当増資の払込期間の末日までに完了することを妨げる事象が生じていないこと、(v)本公開買付開始日において、当社の表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(vi)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始日までに当社が履行し又は遵守すべき義務（注2）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(vii)国内外の競争法に基づき必要な届出又は待機期間が満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手続が完了していること、(viii)本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないこと、(ix)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(x)天災地変その他公開買付者の責に帰さない事由により本公開買付開始日において本公開買付けの開始が社会通念上不可能と認められる影響が生じていないこと、(xi)当社に関する重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実並びに同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実を意味する。以下同じ。）又は重要事実に該当するおそれがあると合理的に認められる事実で、未公表のものが存在しないことの各条件が充足される場合、本公開買付けを実施する。

ただし、公開買付者は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本公開買付けを実施することができる。

(注1) 当社は、公開買付者に対して、(a) 当社の適法かつ有効な設立及び存続、(b) 本子会社化等に関する契約の締結及び履行に関する権限及び権能の存在、(c) 本子会社化等に関する契約に基づき当社が負う義務の強制執行可能性、(d) 関連法令等に従った許認可等の取得、(e) 法令等との抵触の不存在、(f) 倒産手続の不存在、(g) 当社の株式等に関する事項、(h) 法定開示書類の適切性、(i) 財務諸表の適正性、(j) 重要な後発事象の不存在、(k) 偶発債務等の不存在、(l) 重大な法令違反又は第三者からの重大な賠償請求の不存在、(m) 反社会的勢力との関係の不存在、(n) 未公表の重要事実の不存在、(o) 公開買付者に対する適切な開示について表明及び保証を行っています。

(注2) 当社は、(a) 未公表の重要事実の公開買付者に対する通知義務、(b) 通常の業務の範囲内において従前の事業に従事し、適正な会計記録等を維持する義務、(c) 一定の重要事項について公開買付者の事前承諾を得る義務、(d) 本取引に関する重要な事実の報告義務、(e) 本取引に関連して同意取得が必要な契約について同意取得するよう最大限努力する義務、(f) 本取引に関連して通知等が必要な契約について通知等を行う義務、(g) 表明及び保証事項等に誤りがあった場合に速やかに訂正する義務、(h) 当社グループ各社に対する追加的な調査に応じる義務を負っています。

(3) 本公開買付けへの当社の賛同等

当社は、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付開始決定日と同日に、それぞれ、本賛同決議を行い、これを公表するものとし、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が終了するまで、本賛同決議を変更し又は本賛同決議と矛盾する内容の取締役会決議を行わないものとする。なお、本公開買付開始決定日における当社による本賛同決議は、(i) 公開買付者の表明及び保証が本公開買付開始決定日において重要な点において真実かつ正確であること、(ii) 本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始決定日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることの各条件がすべて充足されることを条件とする。ただし、当社は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本賛同決議を行うことができる。

(4) 本第三者割当増資の内容

当社は、本子会社化等に関する契約締結日（2016年5月13日）に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、公開買付者を引受人とし、当社の株式95,706,600株（以下「本募集株式」といいます。）を発行する旨を決定する。

(1) 募集株式の数	95,706,600株
------------	-------------

(2) 払込金額	1 株につき金 1,620 円
(3) 払込期間	2016 年 12 月 1 日から 2017 年 6 月 23 日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	(i) 資本金 会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の 2 分の 1 に相当する額（ただし、千円未満は切り上げる。） (ii) 資本準備金 会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から (i) の資本金の増加額を控除した額
(5) その他	(i) 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。 (ii) 公開買付者による払込みが、当社の株主総会における権利行使の基準日後になされた場合、公開買付者は、当該株主総会において、公開買付者の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。

(5) 本第三者割当増資に係る払込み

公開買付者は、(i)本公開買付けに係る決済が完了していること、(ii)本募集株式の発行のために当社において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手續が適法かつ有効に履踐されていること、(iii)本第三者割当増資に係る払込みを行う日（以下「本払込日」といいます。）において、当社の表明及び保証（上記「(2) 本公開買付けの実施」(注 1) 参照。）が重要な点につき真実かつ正確であること、(iv)本子会社化等に関する契約に基づき、本払込日までに当社が履行し又は遵守すべき義務（上記「(2) 本公開買付けの実施」(注 2) 参照。）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(v)本取引を制限又は禁止する旨の法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関による命令、処分、決定若しくは判決が存在していないこと、(vi)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(vii)本払込日前に本子会社化等に関する契約が終了していないことの各条件が充足される場合、本募集株式のうち、増資後株式所有割合（公開買付届出書提出日時点で公開買付者が所有している当社株式数、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式数及び本第三者割当増資により公開買付者が取得することになる当社株式数の合計数を分子とし、本第三者割当増資の払込完了時の当社の発行済株式総数を分母として算出される、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）を 51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100 株未満を切り上げる。）について払込みを行う。ただし、公開買付者は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄

し、本第三者割当増資に係る払込みを行うことができる。なお、公開買付者が本公開買付けに係る決済完了時において、当該時点の当社の発行済株式総数の 51.00%を所有するときは、公開買付者は本第三者割当増資に係る払込みを行わない。

(6) 鋼片供給

公開買付者は、本取引により本子会社化が実現した後、2019 年度内を目途に、当社に対する鋼片の有償による継続的供給を開始し、当社はこれを購入することとする。供給の開始時期、供給量、価格等の具体的な条件は、別途両社間で協議の上決定するものとする。

(7) 本子会社化後の方針

当社は、本取引の実行完了日後、公開買付者の書面による事前の承諾なく、新たな株式の発行、自己株式の処分等、公開買付者の当社に対する議決権割合が 51.00%を下回ることとなる行為はしないものとする。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、2012 年 10 月 1 日付で「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」を導入しておりますが、当該ルールの趣旨に従って検討を行った結果、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨を決議しております。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

(1) 本取引後の方針

契約締結時プレスリリース及び第三者割当プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けの決済完了時において公開買付者が所有する株式数が当社の発行済株式総数の 51.00%に至らなかった場合に備えて、2016 年 12 月 1 日から 2017 年 6 月 23 日までを払込期間（なお、このように払込期間を広く設定している理由は、本公開買付けに係る決

済完了後に本第三者割当増資に係る払込みを受けることを予定しているところ、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応等を終えること等を本公開買付け実施の条件としていたことにより、当該条件の充足時期により本公開買付けの実施時期及び本第三者割当増資の払込日の変動することが考えられたためです。)とする第三者割当ての方法による募集株式の発行(普通株式 95,706,600 株、1 株当たり 1,620 円、総額(最大値) 155,045 百万円(百万円未満を四捨五入))を実施することについて決議いたしました(詳細は、第三者割当プレスリリースをご参照ください。)。本第三者割当増資に関して、当社及び公開買付者は、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、増資後株式所有割合を 51.00%とするために必要な数の株式(ただし、100 株未満を切り上げます。)についてのみ払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数(普通株式 95,706,600 株)のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があるとのことです。

また、契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、本第三者割当増資により調達する資金(最大値)については、当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化及び競争力の一層の向上を目指し、設備の更新投資及び財務基盤強化のため金融機関からの借入金等の返済並びに呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資等に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
設備の更新投資	500	2017 年 4 月～2019 年 3 月
有利子負債の返済	543	2017 年 4 月～2019 年 3 月
呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資	500	2019 年 4 月～2021 年 3 月

本第三者割当増資は、本公開買付けとの組合せにより、本子会社化を実現するための取引の一環という側面も有しており、上記のとおり、公開買付者が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。かかる場合には本第三者割当増資により当社が調達する資金額は減額されることとなりますが、その場合の投資に係る施策に関しては、金融機関からの借入等によって実施してまいります。また、有利子負債に関しては、その返済の全部又は一部が実施されないこととなりますが、本子会社化により当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化の実現が期待されることに加え、本子会社化で得られる効果によるキャッシュフローの改善によって返済を実施してまいります。なお、具体的な使途にかかる金額規模について、「設備の更新投資」は、装置産業である鉄鋼業に属する当社の特徴を踏まえ、過去実績をもとに上記支出予定時期に想定される支出金額、「有利子負債の返済」は、上記支出予定時期の社債及び金融機関からの借入金の償還・返済金額(いずれも設備資金を使途

に調達したものです。)を踏まえて想定される金額となっております。また「呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資」については、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」 「②本公開買付けの目的及び背景」の「b 両社のこれまでの取組み及び今回の経緯」に記載のとおり、呉製鉄所第1高炉の拡大改修にかかる設備投資等への充当を想定した金額となっております。なお、本第三者割当増資により調達する資金については、上記に記載する使途の支出時期が到来したものより充当してまいります。また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金等で運用する予定であります。

なお、上記のとおり、公開買付者からは、本公開買付けが成立した後、増資後株式所有割合を51.00%とするために必要な数の株式(ただし、100株未満を切り上げます。)についてのみ払込みがなされることになっておりますので、本取引後、公開買付者は、当社支配株主となる予定です。また、本第三者割当増資は、当社の議決権の25%以上の希薄化を伴う可能性があります。

そのため、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、当社第4回定時株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行っております。具体的には、上記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、公開買付者が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第206条の2第4項及び第5項に基づき、当社第4回定時株主総会において、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について承認いただいております。当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行っております。

(2) 本取引が今後の業績に与える影響の見通し

今後、業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、適時に開示いたします。

10. 公開買付者による買付等の概要

公開買付者が本日公表いたしました添付資料(「日新製鋼株式会社株式(証券コード5413)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照ください。

(添付資料)2017年2月2日付「日新製鋼株式会社株式(証券コード5413)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

(ご参考)

本プレスリリースに加え、①当社及び公開買付者による2016年5月13日付プレスリリース「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の子会社化等に関する契約締結及び公開買付け実施に関するお知らせ」及び②当社による2016年5月13日付プレスリリース「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、当社の株券等の売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則とは大きく異なる可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者及び当社並びにこれらの関連者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者又は当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者若しくは当社又はこれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

各 位

上場会社名	新日鐵住金株式会社
代表者	代表取締役社長 進藤 孝生
(コード番号	5401 東証一部、名証一部、福証、札証)
問合せ先責任者	広報センター所長 大西 史哲
(TEL.	03-6867-2135、2146、2977、3419)

日新製鋼株式会社株式（証券コード 5413）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

新日鐵住金株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2016年5月13日付「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の子会社化等に関する契約締結及び公開買付け実施に関するお知らせ」（以下「契約締結時プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、2017年3月を目途に当社が日新製鋼株式会社（以下「対象者」といいます。）を子会社化（以下「本子会社化」といいます。）するべく、2016年5月13日付で、対象者との間で子会社化等に関する契約（以下「本子会社化等に関する契約」といいます。）を締結し、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応を終えること等の条件が充足された場合に、対象者の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議しておりました。

その後、当社による対象者株式の取得について2017年1月27日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領するなど（2017年1月30日付プレスリリース「新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の子会社化に関する公正取引委員会の審査結果について」参照）、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応を終えること等の条件が充足されたことから、本日開催の取締役会において、本公開買付けを同年2月3日から開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社及び対象者は、2016年2月1日付プレスリリース「新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の子会社化等の検討開始について」において公表いたしましたとおり、2017年3月を目途に当社が対象者を子会社化すること及びこれを前提に当社が対象者に鋼片（＝鋼材の素材となるもの）を継続的に供給することについて検討（以下「本検討」といいます。）を開始する旨の覚書を2016年2月1日に取り交わし、以降、本検討を進めてまいりました。その結果、2016年5月13日に公表いたしました契約締結時プレスリリースに記載のとおり、両社は、本子会社化の具体的な方法、当社の対象者に対する出資の条件等について協議が整ったことから、2016年5月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

本子会社化等に関する契約において、両社は、本公開買付け及び対象者が新たに発行する対象者株式を当社が引き受ける第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）の組合せにより、当社による対象者の発行済株式総数（自己株式を含みます。以下同じです。）の51.00%に至る対象者株式の取得（ただし、当社は、本第三者割当増資において、払込み完了時の対象者の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本公開買付けのみで対象者の発行済株式総数の51.00%を所有することになる場合には、本第三者割当増資の払込みを行いません。）（以下「本取引」といいます。）を目指しており、当社は本公開買付けについて、国内外の競争法に基

づき必要な一定の手續及び対応を終えること等の条件が充足された場合、速やかに実施することを予定しておりました。

今般、国内外の競争法に基づき本公開買付け前に必要な一定の手續及び対応が完了したことを受け、当社は、本子会社化等に関する契約に定める本公開買付け実施のための前提条件が充足されたことを確認し、2017 年 2 月 2 日開催の取締役会において、当社による対象者の子会社化を目的として、本公開買付けを 2017 年 2 月 3 日から開始することを決議いたしました。また、当社が本公開買付けのみで対象者の発行済株式総数の 51.00%を所有せず、本第三者割当増資に係る払込みを行う場合は、その払込日を本公開買付けの決済の開始日と同日にすることも併せて決議しております。

本日現在、対象者株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されておりますが、本取引は、当社が対象者を子会社化することを目的とするものであること及び対象者は本取引後も対象者株式の上場を維持する方針であることから、本取引の一環である本公開買付けの買付予定数の上限は、公開買付届出書提出日時点で当社が所有している対象者株式数と併せて、当社の株式所有割合（対象者の発行済株式総数に占める、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）が 51.00%となる 46,896,300 株としており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限を超える場合は、当社は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、2016 年 5 月 13 日時点における意見として、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては、本公開買付けにおける買付け等の予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）に合理性はあると考えられる一方、上記のとおり本取引後も対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を同日開催の取締役会において南憲次氏を除く取締役 9 名の全員一致により決議したとのことです。なお、2016 年 5 月 13 日時点における対象者取締役のうち南憲次氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である当社（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する対象者の取締役会での審議及び決議に一切参加していないとのことです。本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を条件として開始される予定とされており、その開始までに一定の時間がかかることが予想されたため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上、本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

今般、対象者が 2017 年 2 月 2 日付で公表いたしました「新日鐵住金株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2017 年 2 月 2 日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役 9 名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議したとのことです。また、2017 年 2 月 2 日現在においても本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は下記「（４）本公開買付けのためにとられた手續」の「② 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も対象者株式の上場を維持していく方針であるため、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議したとのことです。なお、対象者取締役のうち柳川欽也氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である当社に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加していないとのことです。

また、契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、2012 年 10 月 1 日付で「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」を導入しておりますが、当該ルールの趣旨に従って検討を行った結果、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨を決議したとのことです。

上記のとおり、本取引は、本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せにより、当社による対象者の発行済株式総数の 51.00%に至る対象者株式の取得を目指すものです。これは、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の当社の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した 51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に当社が本第三者割当増資の払込みを行うことで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。当社及び対象者は、本取引において、本公開買付け及び本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手段と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。

契約締結時プレスリリース及び対象者が 2016 年 5 月 13 日付で公表いたしました「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」（以下「第三者割当プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、対象者は、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社を引受人とする本第三者割当増資について決議したとのことです。その後、対象者は、本第三者割当増資において、当社が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、同条第 4 項及び第 5 項に基づき、2016 年 6 月 24 日開催の対象者の第 4 回定時株主総会（以下「対象者第 4 回定時株主総会」といいます。）に、本第三者割当増資に係る募集株式引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）の承認に係る議案を上程し、対象者第 4 回定時株主総会において、当該議案は原案どおり承認可決されたとのことです。なお、会社法第 206 条の 2 第 4 項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、対象者は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について対象者株主の皆様の承認を得ることが適切と判断し、対象者第 4 回定時株主総会の議案として上程し、対象者株主の皆様の承認を得たとのことです。

（2）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの目的及び背景

（a）両社を取り巻く事業環境

経済・産業の発展とともに、世界の鉄鋼需要が中長期的には着実に増加することが見込まれているものの、近年、中国において、急速に生産能力が拡大され、約 11 億トン/年もの粗鋼生産能力を有するに至る一方、経済成長の鈍化による鋼材需要の減少に伴い約 4 億トン/年の過剰能力が生まれ、日本の年間粗鋼生産量に相当する約 1 億トン/年もの余剰鋼材が東南アジアをはじめとする世界各国に輸出された結果、世界各国でアンチダンピングやセーフガード等の保護貿易的措置が急増しております。また、足下では、需給緩和により 2016 年末まで継続して低迷していた鋼材市況や、原料炭価格の上昇などの影響が、世界の鉄鋼各社の収益を圧迫しております。一部には、中国の過剰生産能力の解消に向けた動きが見られるものの、それには相当程度の時間を要することが予想され、また、日本国内の鋼材消費も人口減少の影響等に鑑みれば今後の著しい拡大は期待できないこと、中国や東南アジアの沿岸部における最新鋭製鉄所が相次いで本格稼働すること等からして、鉄鋼事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと考えております。

また、当社、対象者各々のグループが手がけるステンレス事業については、中国をはじめとする海外ステンレスメーカーの生産能力が増強され、両社各々のグループはステンレス粗鋼生産規模で世界 10 位圏外となり、国内市場ではこれら海外のステンレスメーカーからの輸入品が増加するなど、国内外で競争が一層激化しております。

こうした中、当社及び当社グループ会社並びに対象者及び対象者グループ会社（以下総称して「両社グループ」といいます。）の収益も急速に悪化しておりますが、足下の厳しい事業環境下においても持続

的な利益成長を実現していくためには、国内競合者はもとより海外競合者に対しても優位性を維持し、収益力を一層強化していくことが、両社グループの喫緊の課題であると考えております。

(b) 両社のこれまでの取組み及び今回の経緯

当社は、2012 年 10 月の新日本製鐵株式会社（1950 年設立）と住友金属工業株式会社（1949 年設立）との経営統合により発足いたしました。自動車、造船、エネルギー、家電、産業機械、土木・建築分野などあらゆる分野の鋼材製品を製造・販売する鉄鋼メーカーとして、世界最高水準の技術力を有し、得意とする高級鋼分野ではお客様から高い評価を得ています。当社は、上記経営統合以降、技術先進性、コスト競争力、グローバル展開の三本柱をベースに『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』を志向し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程への投資、グループ会社の統合再編等を推進することにより、2013 年 3 月 13 日公表の当社の中期経営計画に掲げたように、2,000 億円/年の統合効果の発揮等による収益力の向上及び財務体質の改善を着実に進めております。また、当社は、2015 年 3 月には、「2017 年中期経営計画」を策定し、国内製造基盤の強化と海外拠点の収益拡大を企業価値向上の両輪として、揺るぎない『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の実現に向け、足下の事業環境が悪化する中でも、事業基盤強化や成長に向けた投資を着実に実行しております。

一方、対象者は、2014 年 4 月に、日新製鋼ホールディングス株式会社（2012 年設立）、旧・日新製鋼株式会社（1959 年設立）及び日本金属工業株式会社（1932 年設立）の合併により発足いたしました。表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼などに特化した鉄鋼メーカーであり、表面処理鋼板の分野において、亜鉛めっき鋼板やアルミめっき鋼板は月星印のブランド名とともにマーケットから高い評価を得ているほか、ステンレス鋼の分野では国内にステンレス鋼を普及させたパイオニアでもあります。また、日新製鋼ホールディングス株式会社の設立以降、コストダウンによる事業競争力強化、グローバル展開とコア製品戦略（対象者の強みである、表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼といったコア製品分野の強化）による収益の多層化、お客様中心主義の深化による新たな市場創造といった 2012 年 11 月策定の「24 号中期連結経営計画」に掲げた施策を着実に実行し、一定の成果をあげております。

こうした中、対象者は、足下の国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、上記コア製品戦略に基づく競争力のある製品への経営資源の集中と、2019 年度末までに呉製鉄所の第 1 高炉を拡大改修し、第 2 高炉を休止する高炉 1 基体制への移行を伴う鉄源工程（高炉・製鋼）の合理化等について検討を行いました。そして、対象者は、当社の前身である八幡製鐵株式会社からの 1951 年 10 月の出資受け入れ以来、高炉改修時の鋼片供給や事業会社への共同出資等の連携施策の実施や人的交流等を通じ長年にわたって信頼関係を構築してきた当社から、鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、対象者の企業価値向上に資すると判断し、2015 年 8 月、当社に対し協力を要請いたしました。

かかる要請並びに両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえて、両社間で継続して協議を行った結果、①当社が競合関係にある対象者への継続的な鋼片供給を実施するためには対象者の子会社化が必要であること、②今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも子会社化が必要であること、の 2 点で両社の認識が一致したため、2016 年 2 月 1 日、両社は、本検討を開始する旨の覚書を締結し、同日付で本検討の開始について公表いたしました。そして、覚書の締結後、両社は、同年 2 月上旬に設置した両社検討委員会（本件に関する基本事項を確認・議論する場として両社副社長を委員長とし関係役員クラスで構成）の下で、当社において実施した対象者に対する買収監査（同年 2 月下旬～5 月上旬にかけ実施、以下「デュー・ディリジェンス」といいます。）を含めて両社間で協議・検討を重ね、同年 5 月 13 日に、本子会社化の方法（本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せによる本取引）、出資比率、本子会社化実現後の 2019 年度を目途とした当社から対象者に対する鋼片供給の実施等に関して合意し、本子会社化等に関する契約の締結に至りました。

その後、当社は、本子会社化の実現に向けて諸準備を進めてまいりましたが、今般、当社による対象者株式の取得について、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応を終えること等の条件が充

足されたことから、本日開催の取締役会において、本公開買付けを 2017 年 2 月 3 日から開始すること及び当社が本第三者割当増資に係る払込みを行う場合は、その払込日を本公開買付けの決済の開始日と同日とすることを決議いたしました。

② 本公開買付け後の経営方針

(a) 両社が目指す姿

両社は、本子会社化の実現により、新たに対象者を加えた当社グループとして『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。併せて、競争力向上の観点から、本子会社化を前提に当社による対象者への鋼片の継続的供給を実施いたします。両社は、これらの施策の実現を通じてお客様に貢献するとともに、豊かな社会の創造・発展に寄与してまいりたいと考えており、具体的には以下の施策・目標の実現に取り組みます。

(i) 両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出

当社の強みは、世界トップレベルの技術先進性・商品対応力と、鉄源を中心としたコスト競争力及びグローバル対応力であり、対象者の強みは、需要家のニーズに即したきめ細かな開発営業等（需要家の設計段階からのソリューション提案等）による顧客・市場対応力であります。両社は、各々の経営資源を持ち寄り、各々の強みを活かした相乗効果（下記「(b) 期待される相乗効果」をご参照ください。）を創出することにより、お客様のニーズに応えうるより良い商品・技術・サービスを国内及び海外に提供し、収益力の向上を図ります。

(ii) 連携施策の推進

両社は、本子会社化の実現後、鋼片供給の実施に加え、操業、技術、設備、原料・資機材調達、製造現場マネジメント（安全、環境、防災、整備等）分野における相互連携による効率化等を内容とする様々な連携施策を推進し、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力を構築します。

(iii) 企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

両社は、本子会社化を通じ、資金・資産の効率的活用により強固な財務体質を構築し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様及びその他の資本市場からもより高い評価を得られるよう取り組みます。

(b) 期待される相乗効果

今回施策により、両社では以下のような相乗効果の創出が可能になると考えており、現時点では 200 億円/年以上の効果を想定しております。国内外の競争当局から承認が得られたことを受け、今後、具体化に向けた検討を深める予定です。

<相乗効果 例>

(i) 操業技術、設備・保全等のベストプラクティス追求

- ・優位技術の相互供与による操業・技術シナジーの最大限の発揮
- ・保全技術相互供与、製造所間ピーク要員融通
- ・設備投資の効率化（購入安価化、工事効率向上等）

(ii) 原料、資機材等の調達コスト削減

- ・原料：原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
- ・資機材：共通資材の調達最適化

(iii) グループ全体での効率的な生産の追求

- ・地域別最適生産体制の構築
- ・海外生産・営業拠点の強化・活用

(iv) グループ会社の効率化

- ・両社のグループ会社の最適な相互起用

- ・両社グループにおける機能分担会社（物流会社等）の相互連携
- (v) 資金・キャッシュフロー対策
- ・グループファイナンス対策、重複保有資産（株式等）の効率化
- (vi) 高炉改修等の大規模投資回避等による固定費削減
- (vii) 鋼片供給による稼働率向上

（３）本公開買付けに関する重要な合意等

上記「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社及び対象者は、2016年5月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下のとおりです。

（a）本子会社化等に関する契約の目的と概要

当社及び対象者は、各々がこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出することで競争力を高め、新たに対象者を加えた当社グループとして『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、豊かな社会の創造発展に寄与することを狙いとして、2017年3月31日を目途に本子会社化を行うこと、また、本子会社化の手続として、本公開買付け及び本第三者割当増資を行うことに合意する。併せて、当社及び対象者は、本子会社化を前提に、2019年度内を目途として、当社による対象者への鋼片供給を開始することに合意する。

（b）本公開買付けの実施

当社は、(i)対象者が、本子会社化等に関する契約締結日及び当社が本公開買付けの開始を決定する日（以下「本公開買付開始決定日」といいます。）に、それぞれ本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を行い、その公表を行っていること、(ii)対象者が、本子会社化等に関する契約締結日において、対象者の2012年10月1日付「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に基づき、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行い、その公表を行っていること、(iii)対象者第4回定時株主総会で本募集株式引受契約の承認に係る議案が適法かつ有効に決議されていること、(iv)本第三者割当増資の払込みが本第三者割当増資の払込期間の末日までに完了することを妨げる事象が生じていないこと、(v)本公開買付開始日において、対象者の表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(vi)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務（注2）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(vii)国内外の競争法に基づき必要な届出又は待機期間が満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手続が完了していること、(viii)本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないこと、(ix)対象者の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(x)天災地変その他当社の責に帰さない事由により本公開買付開始日において本公開買付けの開始が社会通念上不可能と認められる影響が生じていないこと、(xi)対象者に関する重要事実（法第166条第2項に定める重要事実並びに法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実を意味する。以下同じ。）又は重要事実に該当するおそれがあると合理的に認められる事実で、未公表のものが存在しないことの各条件が充足される場合、本公開買付けを実施する。ただし、当社は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本公開買付けを実施することができる。

- （注1） 対象者は、当社に対して、(a)対象者の適法かつ有効な設立及び存続、(b)本子会社化等に関する契約の締結及び履行に関する権限及び権能の存在、(c)本子会社化等に関する契約に基づき対象者が負う義務の強制執行可能性、(d)関連法令等に従った許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続の不存在、(g)対象者の株式等に関する事項、(h)法定開示書類の適切性、(i)財務諸表の適正性、(j)重要な後発事象の不存在、(k)偶発債務等の不存在、(l)重大な法令違反又は第三者からの重大な賠償請求の不存在、(m)反社会的勢力との関係の不存在、(n)未公表の重要事実の不存在、(o)当社に対する適切な開示について表明及び保証を行っていま

す。

(注 2) 対象者は、(a)未公表の重要事実の当社に対する通知義務、(b)通常の業務の範囲内において従前の事業に従事し、適正な会計記録等を維持する義務、(c)一定の重要事項について当社の事前承諾を得る義務、(d)本取引に関する重要な事実の報告義務、(e)本取引に関連して同意取得が必要な契約について同意取得するよう最大限努力する義務、(f)本取引に関連して通知等が必要な契約について通知等を行う義務、(g)表明及び保証事項等に誤りがあった場合に速やかに訂正する義務、(h)対象者グループ各社に対する追加的な調査に応じる義務を負っています。

(c) 本公開買付けへの対象者の賛同等

対象者は、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付け開始決定日と同日に、それぞれ、本賛同決議を行い、これを公表するものとし、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が終了するまで、本賛同決議を変更し又は本賛同決議と矛盾する内容の取締役会決議を行わないものとする。なお、本公開買付け開始決定日における対象者による本賛同決議は、(i)当社の表明及び保証が本公開買付け開始決定日において重要な点において真実かつ正確であること、(ii)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付け開始決定日までに当社が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることの各条件がすべて充足されることを条件とする。ただし、対象者は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本賛同決議を行うことができる。

(d) 本第三者割当増資の内容

対象者は、本子会社化等に関する契約締結日（2016年5月13日）に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、当社を引受人とし、対象者の株式 95,706,600 株（以下「本募集株式」といいます。）を発行する旨を決定する。

(1) 募集株式の数	95,706,600 株
(2) 払込金額	1 株につき金 1,620 円
(3) 払込期間	2016 年 12 月 1 日から 2017 年 6 月 23 日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	(i) 資本金 会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の 2 分の 1 に相当する額（ただし、千円未満は切り上げる。） (ii) 資本準備金 会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から (i) の資本金の増加額を控除した額
(5) その他	(i) 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。 (ii) 当社による払込みが、対象者の株主総会における権利行使の基準日後になされた場合、当社は、当該株主総会において、当社の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。

(e) 本第三者割当増資に係る払込み

当社は、(i)本公開買付けに係る決済が完了していること、(ii)本募集株式の発行のために対象者において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手続が適法かつ有効に履践されていること、(iii)本第三者割当増資に係る払込みを行う日（以下「本払込日」といいます。）において、対象者の表明及び保証（上記「(b) 本公開買付けの実施」（注 1）参照。）が重要な点につき真実かつ正確であること、(iv)本子会社化等に関する契約に基づき、本払込日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務（上記「(b) 本公開買付けの実施」（注 2）参照。）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(v)本取引を制限又は禁止する旨の法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関に

よる命令、処分、決定若しくは判決が存在していないこと、(vi)対象者の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(vii)本払込日前に本子会社化等に関する契約が終了していないことの各条件が充足される場合、本募集株式のうち、増資後株式所有割合（公開買付届出書提出日時点で当社が所有している対象者株式数、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式数及び本第三者割当増資により当社が取得することになる対象者株式数の合計数を分子とし、本第三者割当増資の払込完了時の対象者の発行済株式総数を分母として算出される、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）を 51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100 株未満を切り上げる。）について払込みを行う。ただし、当社は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本第三者割当増資に係る払込みを行うことができる。なお、当社が本公開買付けに係る決済完了時において、当該時点の対象者の発行済株式総数の 51.00%を所有するときは、当社は本第三者割当増資に係る払込みを行わない。

(f) 鋼片供給

当社は、本取引により本子会社化が実現した後、2019 年度内を目途に、対象者に対する鋼片の有償による継続的供給を開始し、対象者はこれを購入することとする。供給の開始時期、供給量、価格等の具体的な条件は、別途両社間で協議の上決定するものとする。

(g) 本子会社化後の方針

対象者は、本取引の実行完了日後、当社の書面による事前の承諾なく、新たな株式の発行、自己株式の処分等、当社の対象者に対する議決権割合が 51.00%を下回ることとなる行為はしないものとする。

(4) 本公開買付けのためにとられた手続

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、2016 年 5 月の段階で、本公開買付予定価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から 2016 年 5 月 12 日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は野村證券から、本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法（基準日①）	：	1,127 円～1,263 円
市場株価平均法（基準日②）	：	1,303 円～1,478 円
類似会社比較法	：	985 円～1,535 円
DCF 法	：	939 円～2,201 円

市場株価平均法では、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である 2016 年 1 月 29 日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日①の終値 1,127 円、基準日①から遡る直近 5 営業日の終値単純平均値 1,147 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の算出について同様です。）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,168 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,263 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,223 円、並びに 2016 年 5 月 12 日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日②の終値 1,478 円、基準日②から遡る直近 5 営業日の終値単純平均値 1,476 円、直近 1 ヶ月間の

終値単純平均値 1,430 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,345 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,303 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、1,127 円から 1,478 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その 1 株当たりの株式価値の範囲は、985 円から 1,535 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者の 2017 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、2017 年 3 月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、939 円から 2,201 円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社によるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の当時の直近 1 年間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、2016 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を 1 株当たり 1,620 円とすることを決定いたしました。その後、当社は、2017 年 2 月 2 日開催の取締役会において、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないこと、対象者に対して 2016 年 11 月から 2017 年 1 月までの期間において追加的に実施したデュー・ディリジェンスにおいても対象者の企業価値に重大な影響を与える事象は発見されなかったことなどを確認し、本公開買付価格を本公開買付予定価格と同じ 1 株当たり 1,620 円とすることを決定しております。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 1,620 円は、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である 2016 年 1 月 29 日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値 1,127 円に対して 43.74%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、2016 年 1 月 29 日までの直近 5 営業日の終値単純平均値 1,147 円に対して 41.24%、2016 年 1 月 29 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,168 円に対して 38.70%、2016 年 1 月 29 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,263 円に対して 28.27%及び 2016 年 1 月 29 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,223 円に対して 32.46%のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付価格である 1 株当たり 1,620 円は、本子会社化等に関する契約締結の前営業日である 2016 年 5 月 12 日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値 1,478 円に対して 9.61%、2016 年 5 月 12 日までの直近 5 営業日の終値単純平均値 1,476 円に対して 9.76%、2016 年 5 月 12 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,430 円に対して 13.29%、2016 年 5 月 12 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,345 円に対して 20.45%及び 2016 年 5 月 12 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,303 円に対して 24.33%のプレミアムを加えた金額となります。

更に、本公開買付価格である 1 株当たり 1,620 円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である 2017 年 2 月 1 日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値 1,534 円に対して 5.61%、2017 年 2 月 1 日までの直近 5 営業日の終値単純平均値 1,533 円に対して 5.68%、2017 年 2 月 1 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,516 円に対して 6.86%、2017 年 2 月 1 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,474 円に対して 9.91%及び 2017 年 2 月 1 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,398 円に対して 15.88%のプレミアムを加えた金額となります。

② 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

他方、契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、2016 年 5 月の段階で、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、2016 年 5 月 13 日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、当社及び対

象者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付け予定価格又は本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を実施したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値（基準日における対象者発行済株式総数（自己株式控除後）に基づきます。以下同様です。）の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法（基準日A）	：	1,168円～1,263円
市場株価法（基準日B）	：	1,303円～1,430円
類似企業比較法	：	663円～1,494円
DCF法	：	1,434円～1,748円

市場株価法では、東京証券取引所市場第一部における対象者株式について、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である2016年1月29日を算定基準日（以下「基準日A」といいます。）として、基準日Aの終値1,127円、基準日Aから遡る直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,168円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,263円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,223円、並びに2016年5月12日を基準日（以下「基準日B」といいます。）として、基準日Bの終値1,478円、基準日Bから遡る直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,430円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,345円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,303円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値を1,168円から1,430円までと算定したとのことです。

次に、類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を663円から1,494円までと分析したとのことです。

DCF法においては、対象者の2017年3月期から2024年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した2016年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,434円から1,748円までと算定したとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の2017年3月期から2024年3月期までの事業計画においては、在庫評価損の減少により2017年3月期に大幅な増益を、また、呉鉄製所第2高炉休止に伴う一過性費用が2020年3月期に発生することにより、2020年3月期は大幅な減益、翌2021年3月期は大幅な増益を、それぞれ見込んでいるとのことです。

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者株式の株式価値の分析は、当社による対象者株式への本公開買付けに対する意見表明の検討に当たって対象者の取締役会の参考に資するためだけに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本取引に関する一切の対象者又は公開買付け者の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析にあたり、既に公開されている情報又は対象者によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、対象者の将来の財務状況に関する2016年5月12日時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、対象者の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対象者の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておりません、また評価・査定の提供を一切受けておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、対象者株式価値算定書作成日の前営業日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び同算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同算定書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。対象者株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程

を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。同算定書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、対象者のフィナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の一部の受領は、本取引の完了を条件としています。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者である当社から独立したリーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、2016年5月13日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、南憲次氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、当社との間で本子会社化等に関する契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付予定価格については、上記「② 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も対象者株式の上場を維持していく方針であるため、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議したとのことです。なお、上記取締役会には対象者の全ての監査役（全5名）が出席し、羽矢惇氏を除く全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。また、2016年5月13日時点における対象者取締役のうち南憲次氏及び対象者監査役のうち羽矢惇氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である当社（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2017年2月2日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議したとのことです。また、2017年2月2日現在においても本公開買付価格は上記「② 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も対象者株式の上場を維持していく方針であるため、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議したとのことです。なお、当該取締役会には対象者の全ての監査役（全4名）が出席し、全ての監査役が決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者取締役のうち柳川欽也氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である当社に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加していないとのことです。

（5）本公開買付け後の株券等の取得予定

契約締結時プレスリリース及び第三者割当プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、2016年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けの決済完了時において当社が所有する株式数が対象者の発行済株式総数の51.00%に至らなかった場合に備えて、2016年12月1日から2017年6

月 23 日までを払込期間（なお、このように払込期間を広く設定している理由は、本公開買付けに係る決済完了後に本第三者割当増資に係る払込みを受けることを予定しているところ、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応等を終えること等を本公開買付け実施の条件としていたことにより、当該条件の充足時期により本公開買付けの実施時期及び本第三者割当増資の払込日が変動することが考えられたためです。）とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式 95,706,600 株、1 株当たり 1,620 円、総額（最大値）155,045 百万円（百万円未満を四捨五入））を実施することについて決議したとのことです（詳細は、第三者割当プレスリリースをご参照ください。）。本第三者割当増資に関して、当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、増資後株式所有割合を 51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100 株未満を切り上げます。）についてののみ払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 95,706,600 株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

また、契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、対象者は、本第三者割当増資により調達する資金（最大値）については、対象者グループの経営基盤・事業基盤の安定化及び競争力の一層の向上を目指し、設備の更新投資及び財務基盤強化のため金融機関からの借入金等の返済並びに呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資等に充当する予定とのことです。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりとのことです。

具体的な使途	金額（億円）	支出予定時期
設備の更新投資	500	2017 年 4 月～2019 年 3 月
有利子負債の返済	543	2017 年 4 月～2019 年 3 月
呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資	500	2019 年 4 月～2021 年 3 月

本第三者割当増資は、本公開買付けとの組合せにより、本子会社化を実現するための取引の一環という側面も有しており、上記のとおり、当社が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。かかる場合には本第三者割当増資により対象者が調達する資金額は減額されることになりますが、その場合の投資に係る施策に関しては、金融機関からの借入等によって実施する予定とのことです。また、有利子負債に関しては、その返済の全部又は一部が実施されないこととなりますが、本子会社化により対象者グループの経営基盤・事業基盤の安定化の実現が期待されることに加え、本子会社化で得られる効果によるキャッシュフローの改善によって返済を実施するとのことです。なお、具体的な使途にかかる金額規模について、「設備の更新投資」は、装置産業である鉄鋼業に属する対象者の特徴を踏まえ、過去実績をもとに上記支出予定時期に想定される支出金額、「有利子負債の返済」は、上記支出予定時期の社債及び金融機関からの借入金の償還・返済金額（いずれも設備資金を使途に調達したものです。）を踏まえて想定される金額となっているとのことです。また「呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資」については、上記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの目的及び背景」の「(b) 両社のこれまでの取組み及び今回の経緯」に記載のとおり、呉製鉄所第 1 高炉の拡大改修にかかる設備投資等への充当を想定した金額となっているとのことです。なお、本第三者割当増資により調達する資金については、上記に記載する使途の支出時期が到来したものより充当するとのことです。また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金等で運用する予定とのことです。

なお、上記のとおり、当社からは、本公開買付けが成立した後、増資後株式所有割合を 51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100 株未満を切り上げます。）についてののみ払込みがなされることになっておりますので、本取引後、当社は、対象者支配株主となる予定です。また、本第三者割当増資は、対象者の議決権の 25%以上の希薄化を伴う可能性があります。

そのため、対象者は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、対象者第 4 回定時株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行っているとのことです。具体的には、上記のとおり、対象者は、本第三者割当増資において、当社が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定

引受人に該当することを受け、会社法第 206 条の 2 第 4 項及び第 5 項に基づき、対象者第 4 回定時株主総会において、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について承認を得ており、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行ったとのこと。

(6) 上場の維持

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本取引は、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本取引後も、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持する方針であり、当社は、本取引の一環である本公開買付けについて、買付予定数の上限を 46,896,300 株（本公開買付け後の所有予定株式数 56,020,500 株（株式所有割合：51.00%））として実施いたします。

なお、上記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、払込み完了時の対象者の発行済株式総数に対する所有割合を 51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本第三者割当増資に係る払込みを行う場合でも、払込み完了時の対象者の発行済株式総数に対する所有割合は 51.00%となり、対象者株式の上場を維持する方針に変わりはありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	日新製鋼株式会社																				
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三喜 俊典																				
④ 事 業 内 容	製鉄事業（鉄鋼製品の製造・販売）																				
⑤ 資 本 金	30,000 百万円																				
⑥ 設 立 年 月 日	2012 年 10 月																				
⑦ 大株主及び持株比率 (2016 年 9 月 30 日現在)	<table> <tr> <td>新日鐵住金(株)</td><td>8.3%</td></tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)</td><td>6.0%</td></tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)</td><td>5.0%</td></tr> <tr> <td>太陽生命保険(株)</td><td>2.4%</td></tr> <tr> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td><td>2.2%</td></tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 9)</td><td>2.1%</td></tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行)</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株))</td><td>1.9%</td></tr> <tr> <td>日本生命保険(相)</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>住友生命保険(相) (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行(株))</td><td>1.2%</td></tr> </table>	新日鐵住金(株)	8.3%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	6.0%	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5.0%	太陽生命保険(株)	2.4%	(株)三菱東京UFJ銀行	2.2%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 9)	2.1%	JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	2.0%	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株))	1.9%	日本生命保険(相)	1.5%	住友生命保険(相) (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行(株))	1.2%
新日鐵住金(株)	8.3%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	6.0%																				
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5.0%																				
太陽生命保険(株)	2.4%																				
(株)三菱東京UFJ銀行	2.2%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 9)	2.1%																				
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	2.0%																				
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株))	1.9%																				
日本生命保険(相)	1.5%																				
住友生命保険(相) (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行(株))	1.2%																				
⑧ 当社と対象者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>2016 年 9 月 30 日時点で、当社は対象者の発行済株式の 8.31%に相当する 9,124,200 株を所有しており、対象者は当社の発行済株式の 0.4%に相当する 3,711,600 株を所有しています。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>対象者の取締役役に当社の出身者が 1 名就任しています。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>対象者及び新日鐵住金ステンレス(株)（当社の子会社）はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管(株)（対象者の子会社）は日鉄住金ステンレス鋼管(株)（当社の子会社）に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>該当事項はありません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	2016 年 9 月 30 日時点で、当社は対象者の発行済株式の 8.31%に相当する 9,124,200 株を所有しており、対象者は当社の発行済株式の 0.4%に相当する 3,711,600 株を所有しています。	人 的 関 係	対象者の取締役役に当社の出身者が 1 名就任しています。	取 引 関 係	対象者及び新日鐵住金ステンレス(株)（当社の子会社）はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管(株)（対象者の子会社）は日鉄住金ステンレス鋼管(株)（当社の子会社）に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。												
資 本 関 係	2016 年 9 月 30 日時点で、当社は対象者の発行済株式の 8.31%に相当する 9,124,200 株を所有しており、対象者は当社の発行済株式の 0.4%に相当する 3,711,600 株を所有しています。																				
人 的 関 係	対象者の取締役役に当社の出身者が 1 名就任しています。																				
取 引 関 係	対象者及び新日鐵住金ステンレス(株)（当社の子会社）はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管(株)（対象者の子会社）は日鉄住金ステンレス鋼管(株)（当社の子会社）に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。																				

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	2017年2月2日（木曜日）
公開買付開始公告日	2017年2月3日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	2017年2月3日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

2017年2月3日（金曜日）から2017年3月6日（月曜日）まで（22営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2017年3月16日（木曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金1,620円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、2016年5月の段階で、本公開買付予定価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2016年5月12日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は野村證券から、本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法（基準日①）：1,127円～1,263円

市場株価平均法（基準日②）：1,303円～1,478円

類似会社比較法：985円～1,535円

DCF法：939円～2,201円

市場株価平均法では、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日①の終値1,127円、基準日①から遡る直近5営業日の終値単純平均値1,147円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,168円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,263円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,223円、並びに対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日②の終値1,478円、基準日②から遡る直近5営業日の終値単純平均値1,476円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,430円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,345円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,303円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,127円から1,478円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、985円から1,535円までと分析しております。

DCF法では、対象者の2017年3月期から2024年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、2017年3月期以降に対象者が将来創出すると見込ま

れるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、939円から2,201円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社によるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の当時の直近1年間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、2016年5月13日開催の取締役会において、本公開買付け予定価格を1株当たり1,620円とすることを決定いたしました。その後、当社は、2017年2月2日開催の取締役会において、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないこと、対象者に対して2016年11月から2017年1月までの期間において追加的に実施したデュー・ディリジェンスにおいても対象者の企業価値に重大な影響を与える事象は発見されなかったことなどを確認し、本公開買付け価格を本公開買付け予定価格と同じ1株当たり1,620円とすることを決定しております。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,620円は、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である2016年1月29日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,127円に対して43.74%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、2016年1月29日までの直近5営業日の終値単純平均値1,147円に対して41.24%、2016年1月29日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,168円に対して38.70%、2016年1月29日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,263円に対して28.27%及び2016年1月29日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,223円に対して32.46%のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり1,620円は、本子会社化等に関する契約締結の前営業日である2016年5月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,478円に対して9.61%、2016年5月12日までの直近5営業日の終値単純平均値1,476円に対して9.76%、2016年5月12日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対して13.29%、2016年5月12日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,345円に対して20.45%及び2016年5月12日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,303円に対して24.33%のプレミアムを加えた金額となります。

更に、本公開買付け価格である1株当たり1,620円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2017年2月1日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,534円に対して5.61%、2017年2月1日までの直近5営業日の終値単純平均値1,533円に対して5.68%、2017年2月1日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,516円に対して6.86%、2017年2月1日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,474円に対して9.91%及び2017年2月1日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,398円に対して15.88%のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社と対象者は、両社の企業価値を維持・向上させるための施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

上記の具体的な施策を実現させることによって、両社の企業価値をより一層向上させることが可能になると考えております。そして、そのためには、対象者が当社の子会社となることが望ましいとの結論に至ったことから、当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、当社による対象者の子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付け価格について決定いたしました。

(a) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け予定価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、

野村證券から本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法（基準日①）	：	1,127 円～1,263 円
市場株価平均法（基準日②）	：	1,303 円～1,478 円
類似会社比較法	：	985 円～1,535 円
DCF法	：	939 円～2,201 円

(c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、当社は、野村證券から2016年5月12日に取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、デュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の当時の直近1年間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、2016年5月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり1,620円とすることを決定いたしました。その後、当社は、2017年2月2日開催の取締役会において、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないこと、対象者に対して追加的に実施したデュー・ディリジェンスにおいても対象者の企業価値に重大な影響を与える事象は発見されなかったことなどを確認し、本公開買付価格を本公開買付予定価格と同じ1株当たり1,620円とすることを決定しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
46,896,300 株	一株	46,896,300 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（46,896,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（46,896,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	91,242 個	(買付け等前における株券等所有割合 8.31%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	560,205 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.03%)

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,091,712 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（46,896,300株）に係る議決権の数（468,963個）に「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（91,242個）を加えた数を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2016年11月10日に提出した第5期第2四半期報告書に記載された2016年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された2016年9月30日現在の単元未満株式607,523株から、2016年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式36株を控除した607,487株に係る議決権の数である6,074個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を1,097,786個として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 75,972,006,000 円

(注) 買付予定数（46,896,300株）に1株当たりの本公開買付価格（1,620円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

2017年3月13日（月曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2017年3月24日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

当社は、応募株券等の総数が買付予定数の上限（46,896,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

当社は、応募株券等の総数が買付予定数の上限（46,896,300 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は、当該1単元未満の株数。）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第2号、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、当社は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項各号に掲げる行為を行った場合には、当社は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、

野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

当社は、買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

当社は、本公開買付けの結果を、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2017 年 2 月 3 日 (金曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者は、2016年5月13日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、南憲次氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、当社との間で本子会社化等に関する契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2017年2月2日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役9名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議したとのことです。なお、対象者の取締役会決議の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付けのためにとられた手続」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本第三者割当増資

対象者は、2016年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けの決済完了時において当社が所有する株式数が対象者の発行済株式総数の51.00%に至らなかった場合に備えて、2016年12月1日から2017年6月23日までを払込期間（なお、このように払込期間を広く設定している理由は、本公開買付けに係る決済完了後に本第三者割当増資に係る払込みを受けることを予定しているところ、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応等を終えること等を本公開買付け実施の条件としていたことにより、当該条件の充足時期により本公開買付けの実施時期及び本第三者割当増資の払込日が変動することが考えられたためです。）とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式95,706,600株、1株当たり1,620円、総額（最大値）155,045百万円（百万円未満を四捨五入））を実施することについて決議したとのことです。本第三者割当増資に関して、当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、増資後株式所有割合を51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げます。）についてのみ払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式95,706,600株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。なお、本第三者割当増資の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定」及び第三者割当プレスリリースをご参照ください。

③ 本子会社化等に関する契約

当社及び対象者は、2016年5月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。なお、本子会社化等に関する契約の概要については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「平成29年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

対象者は、2017年2月2日付で、「平成29年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況

会計期間	平成29年3月期第3四半期連結累計期間
売上高	381,708百万円
売上原価	339,381百万円
販売費及び一般管理費	36,542百万円

営業外収益	3,287 百万円
営業外費用	6,673 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	231 百万円

(ii) 1株当たりの状況

会計期間	平成 29 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間
1 株当たり四半期純利益	2.11 円
1 株当たり配当額	0.00 円

(注)「1株あたり配当額」は2016年9月30日を基準日とする剰余金の配当（中間配当）の額を記載しております。

また、平成 29 年 3 月期の期末配当につきましては、現時点で未定です。

② 業績予想の修正

対象者は、2017 年 2 月 2 日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によりますと、対象者は、平成 29 年 3 月期通期連結業績予想を修正したことを公表したとのことです。当該公表内容の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成 29 年 3 月期通期連結業績予想値の修正（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期 純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 516,000	百万円 11,000	百万円 7,500	百万円 3,000	円 銭 27.37
今回修正予想 (B)	512,000	8,500	5,500	1,000	9.12
増減額 (B-A)	△4,000	△2,500	△2,000	△2,000	
増減率 (%)	△0.8	△22.7	△26.7	△66.7	
(ご参考) 前期実績 (平成 28 年 3 月期)	547,026	10,087	6,206	△6,613	△60.33

以 上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースに含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則とは大きく異なる可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者及びその関連者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。